（犯罪抑止対策室）

第二十条　［略］

２　犯罪抑止対策室においては、令第十八条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち犯罪の発生の抑止に必要な情報の収集、分析及び提供その他の犯罪を防止するための事務、同条第十六号から第十九号までに掲げる事務並びに同条第二十号に掲げる事務（地域警察指導室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［３・４　略］

（地域警察指導室）

第二十一条　［略］

２　地域警察指導室においては、令第十八条第八号から第十四号までに掲げる事務及び同条第二十号に掲げる事務のうち特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十六条に規定する犯罪の取締りに関する事務をつかさどる。

［３・４　略］

［条を削る。］

（人身安全対策室）

第二十二条　生活安全局人身安全・少年課に、人身安全対策室を置く。

２　人身安全対策室においては、令第十九条第一号から第四号までに掲げる事務及び同条第八号に掲げる事務のうち児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を受けた児童の保護に関する事務をつかさどる。

３　人身安全対策室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、人身安全対策室の事務を掌理する。

（少年保護対策室）

第二十三条　生活安全局人身安全・少年課に、少年保護対策室を置く。

２　少年保護対策室においては、令第十九条第八号から第十一号までに掲げる事務（人身安全対策室の所掌に属するもの並びに児童ポルノに係る行為その他児童に対する性的搾取及びこれらの行為を助長する行為に関するものを除く。）及び同条第十三号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　略］

（風俗環境対策室）

第二十四条　［略］

２　風俗環境対策室においては、令第二十条第五号から第九号までに掲げる事務をつかさどる。

［３・４　略］

［条を削る。］

（犯罪抑止対策室）

第十六条　［同上］

２　犯罪抑止対策室においては、令第十五条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち犯罪の発生の抑止に必要な情報の収集、分析及び提供その他の犯罪を防止するための事務（都市防犯対策官の所掌に属するものを除く。）並びに同条第十八号から第二十一号までに掲げる事務をつかさどる。

［３・４　同上］

（地域警察指導室）

第十七条　［同上］

２　地域警察指導室においては、令第十五条第八号から第十四号までに掲げる事務及び同条第二十二号に掲げる事務のうち特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十六条に規定する犯罪の取締りに関する事務をつかさどる。

［３・４　同上］

（都市防犯対策官）

第十八条　生活安全局生活安全企画課に、都市防犯対策官一人を置く。

２　都市防犯対策官は、命を受け、令第十五条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち都市における犯罪を防止するための環境設計に関する事務並びに同条第二十二号に掲げる事務（地域警察指導室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［条を加える。］

（少年保護対策室）

第十九条　生活安全局少年課に、少年保護対策室を置く。

２　少年保護対策室においては、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務（児童ポルノに係る行為その他児童に対する性的搾取及びこれらの行為を助長する行為に関する事務を除く。）及び同条第九号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　同上］

（風俗環境対策室）

第二十条　［同上］

２　風俗環境対策室においては、令第十八条第五号から第九号までに掲げる事務をつかさどる。

［３・４　同上］

（情報技術犯罪捜査指導室）

第二十一条　生活安全局情報技術犯罪対策課に、情報技術犯罪捜査指導室を置く。

２　情報技術犯罪捜査指導室においては、令第十九条第一号及び第二号に掲げる事務（官民連携推進室の所掌に属するものを除く。）並びに同条第五号に掲げる事務をつかさどる。

３　情報技術犯罪捜査指導室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、情報技術犯罪捜査指導室の事務を掌理する。